

# CLTP 参加同意書

本同意書はビズナレッジ株式会社（以下「当社」という）が提供するコミュニケーション・リーダーシップ・トレーニング・プログラム（以下、「CLTP」という）を受講される方と、当社の CLTP 参加に関わる全ての方に適用します。CLTP 受講者、CLTP スポンサー、CLTP トレーナー、CLTP メンターコーチは、本同意事項のすべての事項に同意して、CLTP に参加してください。

\*この同意書は2枚作成し、1枚を参加者控えとし、1枚を当社まで御返送下さい。

## 第1条（CLTP 参加者）

CLTP 参加者とは、当社の CLTP に関わる全ての者であり、CLTP 受講者、CLTP スポンサー、CLTP トレーナー、CLTP メンターコーチの全てをいう。

## 第2条（参加者責任）

1. CLTP 参加者は、CLTP に参加することによって得られた交友関係や、あらゆる情報は、自分または第三者の営業活動等への経済的利益のために利用しない。また、政治結社及び宗教を含む各種会員組織への勧誘等の行為をしないことに同意する。
2. CLTP 参加者が万が一、他人に損害を与えた場合には、自己の責任において解決する。また CLTP 参加者が、本同意書に反した行為、または不正な行為、もしくは違法な行為により当社に損害を与えた場合には、当社は当該参加者に対して損害賠償を請求することができる。
3. 前項のいずれかの項目に関わらず、CLTP 受講期間後の CLTP メンターコーチと CLTP 受講者の間での個別のコーチング契約については、これを双方が合意している限りにおいて許可されるものとする。

## 第3条（CLTP 受講者）

CLTP 受講者とは、当社に CLTP の受講申込をし、当社が受講を承認した者をいう。CLTP 申込は当社の CLTP の受講承認をもって始めて参加者となるものとする。

## 第4条（受講申込の承認）

当社は、CLTP 受講者の CLTP 受講を承認した場合、受講者に対してログイン ID の発行をもって受講者に通知する。

## 第5条（受講申込の不承認）

当社は、受講申込者が、以下の項目に該当する場合には、受講申込の承認をしない。また、承認後であっても、承認の取消を行うことができる。受講料の支払をした後、不承認となった受講申込者には、当社は支払額の全額を返金する。但し、返還するまでの期間の利息は付さない。

1. 受講申込書の内容に虚偽のあった場合
2. 受講者が破産、民事再生申立、債務超過、または、それに準じた状態になった場合
3. 当社が受講者の適正を審査した結果、不適格と判断した場合
4. その他、当社が社会通念上不相当と判断した場合

## 第6条（履修有効期間の設定）

1. CLTP 受講者は、以下に定められた履修有効期間においてのみ、CLTP を受講することができる。

2. CLTP 受講者は、以下に定められた履修有効期間の開始日に間に合うように自分の責任で受講の手続きを完了させる。なお、受講の手続きが開始日に間に合わなかったときにも、開始日は変更されないものとする。

CLTP 履修有効期間 開始日：初回ワークショップ受講日 終了日：開始日より 10 か月間

#### 第 7 条 (CLTP スポンサー)

CLTP スポンサーとは、CLTP の受講申込のためには、受講者の受講状況を管理し、受講者のフォローアップをする者をいう。受講者が CLTP を受講するためには、担当する CLTP スポンサーが少なくとも 1 名以上必要となる。

#### 第 8 条 (CLTP スポンサーの義務)

1. CLTP スポンサーは当社からの情報を受講者に伝える義務を負う。スポンサーは、受講のために必要があれば、受講者が受講するための会場を手配する。
2. CLTP スポンサーは前項の目的のため、受講者の受講状況を閲覧することができる。
3. CLTP スポンサーは必要に応じて、受講者の中にスポンサーの代理人を置くことができる。

#### 第 9 条 (CLTP スポンサーへの情報開示)

受講者は担当 CLTP スポンサーへの CLTP 受講に関する情報開示を承認しているものとする。

#### 第 10 条 (ログイン ID、パスワードの管理責任)

参加者はログイン ID、パスワードの管理、使用に責任を持ち、当社ならびに他の参加者に損害を与えないものとする。また、ログイン ID、パスワード使用に関して責任を持ち、それらの紛失・登用・貸与等によって生じた損害について一切の責任を負うものとする。

#### 第 11 条 (CLTP の内容の変更)

1. 当社が提供する CLTP の内容は、当社の CLTP 専用ホームページに掲載されるものとする。当社は、CLTP の内容を必要に応じて変更することができるものとし、内容に変更が生じた場合には当社の CLTP 専用ホームページに掲載するものとし、参加者への個別の通知は行わない場合があるものとする。
2. 当社は CLTP の運営・提供に必要と判断した場合に、参加者に断りなしに外部のサービスを利用することがある。

#### 第 12 条 (氏名等の通知)

1. 当社は、当社が認定する CLTP トレーナー及び CLTP メンターコーチに対し、参加者情報として個人の氏名等の個人情報を知照する。
2. CLTP トレーナー及び CLTP メンターコーチは細心の注意を以て個人情報の取り扱いを行い、万が一、情報の漏えいによって損害が発生した場合には、CLTP トレーナー及び CLTP メンターコーチが全責任を負うものとする。

#### 第 13 条 (変更の届出)

CLTP 受講者は、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの連絡先に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を当社に行うものとする。当社は変更の届出がない限り、受講者申込時に届出のあった連絡先に連絡をとるものとする。

#### 第 14 条（受講の一時的な中断）

当社は次の項目に該当する場合には、受講者に事前に連絡することなく、一時的に受講者の CLTP 受講を中断することができる。

1. 火災、停電、地震、噴火、洪水、津波、台風などの天災や、戦争、暴動、騒乱などにより CLTP の運営ができなくなった場合。
2. 当社が運営上、一時的に中断と判断し、受講者に事前に連絡をした場合。この場合には、中断期間は受講期間に含めない。

#### 第 15 条（CLTP 教材）

CLTP 教材とは、CLTP 受講期間中に当社から提供される動画・図・表・テスト・テキスト等、形態を問わず一切のコンテンツのことをいう。

#### 第 16 条（知的財産権の侵害の禁止）

1. CLTP 参加者は、CLTP 教材や受講内容（以下「教材等」という）に関する全ての知的財産権が当社並びに参照引用元を記載しているものにおいてはその参照引用元に帰属していることを承知し、当社並びに参照引用元の権利を侵害しない。
2. CLTP 参加者は、当社への文書による許可なく受講内容の録音・録画を行わない。

#### 第 17 条（CLTP 教材の譲渡等の禁止）

1. CLTP 教材は、受講者本人のみが使用することができ、他者（単独であるか複数であるかを問わない。また、CLTP 受講者であるか否かを問わない。以下同様）に使用させること、譲渡すること等は一切できない。
2. CLTP 受講者は、善良なる管理者の注意事項を持って、教材の紛失・盗難等を防止しなければならない。

#### 第 18 条（録音・録画）

当社は CLTP の内容を、必要に応じて録音ないし録画できるものとする。

#### 第 19 条（メンターコーチ及びトレーナーの倫理規定）

当社が定める CLTP メンターコーチ及び CLTP トレーナーは、国際コーチ連盟（ICF）の定める倫理基準を順守する。

#### 第 20 条（他者へのトレーニング行為における教材等使用）

1. 受講者は、CLTP の教材等の一部または全部をそのまま用いて、自身のものとして他者を対象としたトレーニングを行ってはいけない。また、参加者は CLTP の教材等の一部または全部を改ざんして、自身のものとして他者を対象としたトレーニングを行ってはいけない。
2. 参加者がトレーニングやコーチングにおいて CLTP の教材等から引用を行う場合には、出典を明記するとともに、自らの解釈が加わっている旨を伝える。

#### 第 21 条（損害賠償）

1. 当社は CLTP 運営に際し発生した受講者の損害に対して、当社に故意または重過失がある場合に限り責任を負う。当社が責任を負う場合の損害賠償額は、既に支払われた受講料金額を上限とする。
2. 参加者が本同意書に反した行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当

該参加者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとする。

3. 当社が受講者の受講資格を取消または教材等の返還を求めたことにつき、当社は事由のいかんを問わず一切の損害賠償義務及び受講料返還義務を負わないものとする。

#### 第 22 条（受講資格の取消）

CLTP 受講者が下記の項目に該当するとき、当社は受講者の CLTP 受講資格を取消することができる。またこのとき、教材等の返還を求めることがある。

1. 申込に虚偽のあった場合
2. 受講料を支払わなかった場合
3. 当社の運営を妨害した場合
4. 他の受講者の受講を妨げたり、損害を与えたりした場合
5. 受講中に当社が認定した CLTP トレーナーの指示に従わなかった場合
6. 本同意書の 1 つにでも違反した場合
7. その他当社が受講者として不相当と判断した場合

#### 第 23 条（受講料の返済）

当社は受講者から入金された受講料を、CLTP 受講開始後は、返済する義務を負わない。

#### 第 24 条（受講前の解約）

受講者が CLTP 受講開始前に解約する場合、当社指定の用紙で解約の手続きを行い、かつ教材を返却するものとする。

#### 第 25 条（法律の適用、公序良俗の遵守）

受講者は、日本国の法令に従うものとする。また、受講者の言動が、公序良俗に反する場合、日本国の法令に抵触する場合、当社は該当受講者の CLTP 受講を直ちに取消することができる。

#### 第 26 条（合意管轄）

当社と CLTP 参加者の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上の全ての事項に同意した上で、CLTP に参加します。

同意年月日 年 月 日

署名

ⓐ

---

ビズナレッジ株式会社  
〒104-0061 東京都中央区銀座 6-6-1 銀座風月堂ビル 5 階  
TEL : 050-6861-2816 FAX : 050-6865-3175